個別需給給水契約制度

個別需給給水契約とは

水道施設の給水能力の範囲内で、定めた水量を超えて使用する大口使用者と個別需給給水契約を締結することにより、通常とは異なる料金単価で水道水を供給するものです。

施設能力の有効活用を図り、給水収益増加による水道事業の経営基盤の強化と大口使用者の業務拡大による地域経済の活性化、さらに水道使用者へのサービス向上につなげることを目的としています。

適用の要件

●上水道を継続して１年以上使用していること
●過去に、２か月で６，０００㎥を超える上水道使用実績があること
●水道料金を滞納していないこと
●用途が一般用水であること（給水装置の共同使用を除く）
●水道料金の減免の適用を受けていないこと
（注）要件を満たす場合においても、水の供給量に余裕がないときは、契約できない場合があります。

契約方法及び更新

契約の申込は、「個別需給給水契約申込書」に必要事項をご記入の上、綾部市上水道課に提出してください。審査の後、適用条件を満たす申込者には、「個別需給給水契約決定通知書」を交付し、決定通知書の交付をもって契約の成立とします。

また、契約期間終了までに、双方どちらかの申出がない場合には、契約期間を１年間延長して適用するものとします。

水道料金

	量水器口径	基本料金（2 か月につき）
基本料金	13 ㎜	2,300 円
	20 ㎜	
	25 ㎜	3,600 円
	40 ㎜	12,000 円
	50 ㎜	24,000 円
	75 ㎜	42,000 円
	100 ㎜	82,000 円
	150 ㎜	132,000 円

《現料金》

	使用水量（２か月につき）	料金（１㎥につき）
従量料金	20 ㎥以下	50 円
	21 ㎥～ 42 ㎥	215 円
	43 ㎥～ 3,000 ㎥	245 円
	3,001 ㎥～	220 円

◆個別需給給水契約を締結した場合、
下記の逓減料金を適用

《追加する料金》

従量料金	6,001 ㎥～10,000 ㎥	120 円
	10,001 ㎥～30,000 ㎥	80 円
	30,001 ㎥～	40 円

使用水量の上限と抑制

「個別需給給水契約決定通知書」に、使用水量の上限を設定します。また。渇水など非常時には、綾部市上水道課がお願いする範囲で上水道のご使用を抑制させていただく場合があります。

綾部市上下水道部上水道課（0773-42-1815）